



国総海第99号

平成26年5月1日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正
する省令の施行について（通知）

標記について、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の
一部を改正する省令（平成26年5月1日国土交通省令第49号）が公布され、
平成26年6月1日より施行されることとなった。

については、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られる
よう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成26年5月
総合政策局

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1. 改正の背景

平成24年10月に行われた国際海事機関（IMO）の第64回海洋環境保護委員会（MEPC64）において、国際バルクケミカルコード（IBCコード）の改正案が採択され、一定のバイオ燃料混合油がマルポール条約附属書II（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）の有害液体物質として取り扱われることとなった。

当該改正は平成26年6月1日より効力を生ずるが、現在、バイオ燃料混合油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油性混合物として「油」に分類されているため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）の所要の改正を行った。

2. 改正の内容

次のバイオ燃料混合油を「油」の定義から除外される油性混合物として、第2条の2に追加した。

- ① アルカン（炭素数が十から二十六までのもの
(シクロアルカンを除く。) 及びその混合物に限る。)
 - ② 脂肪酸メチルエステル
 - ③ 植物油
 - ④ エチルアルコールと揮発油との混合物
(揮発油の濃度が体積百分率75%未満のものに限る。)
- ①、②、③は、重油又は軽油との混合物
(重油又は軽油の濃度が体積百分率75%未満のものに限る。)

※ ①、②いずれも、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和62年総理府令第3号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものに限る。

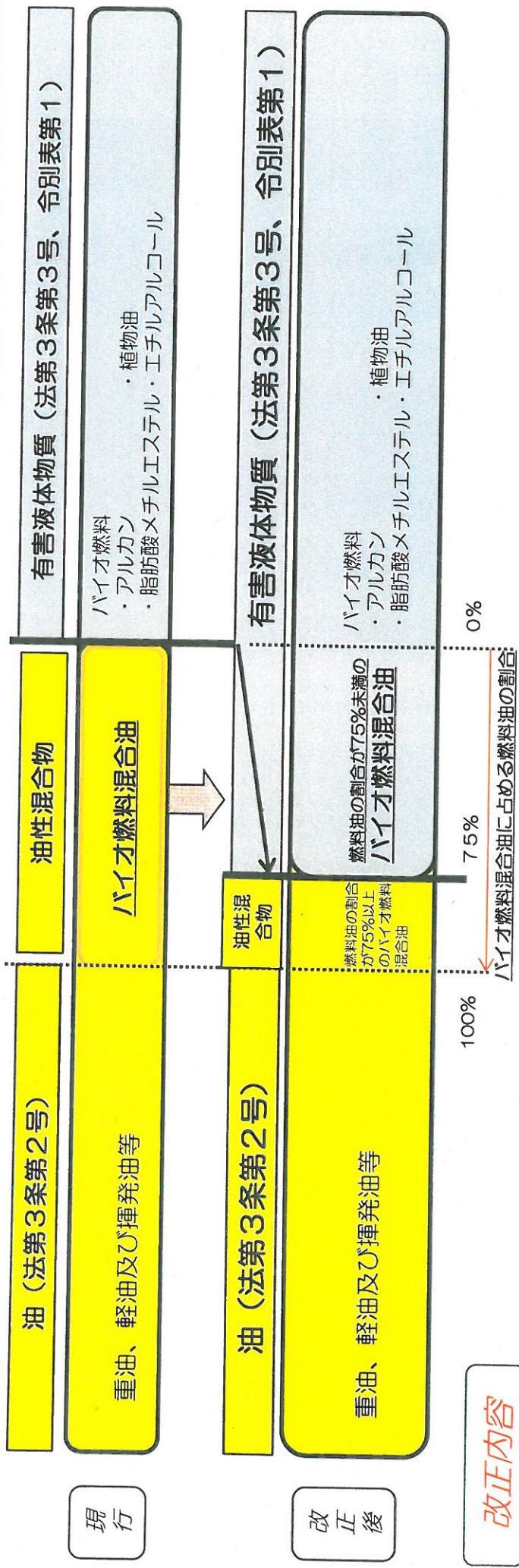
3. スケジュール

公 布 平成26年5月1日
施 行 平成26年6月1日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

【国際ノルクケミカルコード（IBCコード）の改正に対応】

平成24年10月に行われた
国際海事機関（IMO）の
第64回海洋環境保護委員会
(MEPC64)において採択
された規則による改正
が、マルポール条約附屬書II（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）の有害液体物質
として取り扱われることとなった。
① アルカン、脂肪酸メチルエステル又は植物油と、重油又は軽油との混合物
(重油又は軽油の濃度が体積百分率75%未満のものに限る。)
② エチルアルコールと揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率75%未満のものに限る。）



○ 次のバイオ燃料混合油を「油」の定義から除外される油性混合物として、第2条の2に追加する。

- ① アルカン（炭素数が十から二十六までのもの
（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。）
- ② 脂肪酸メチルエステル
- ③ 植物油
- ④ エチルアルコールと揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率75%未満のものに限る。）

※ H26年5月1日公布、H26年6月1日施行を予定。